令和８年度分「個人市県民税」申告書の手引き

朝来市の税務行政の推進について、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和８年度分の個人市県民税申告書を送付しましたので、**令和８年３月16日（月）までに朝来市役所税務課又は支所に提出**してください。

提出にあたり、本人確認のほか、マイナンバーが確認できる書類を提示（郵送の場合、それぞれの写しを提出）してください。

なお、**郵送で提出される方は必ず切手（110円分）を貼って投函**してください。

申告が不要な方

① 令和７年分の所得税等の確定申告をする方

② 勤務先から給与支払報告書が提出されている方で、給与と公的年金等以外の所得がない方

③ 公的年金等による所得のみで、公的年金等以外の所得がない方

注）②③に関わらず確定申告の要件を満たす方（P8参照）は、所得税等の確定申告をしてください

注）給与または公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は申告が必要です

申告が必要な方

令和８年１月１日現在の住所が朝来市内にあり、次の①から③のいずれかに該当する方

① 令和７年中に営業等、農業、不動産、配当、一時所得（生命保険や損害保険などの一時金や満期返戻金）、雑所得（個人年金、シルバー人材センターの配分金）等のあった方

② 給与を１か所から受け、年末調整も済んでいるが、その他に20万円以下の所得がある方

③ **令和７年中に所得のなかった方（申告がない場合、所得証明書など公的な証明の発行ができなくなるほか、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります）**

申告に必要なもの

*本人確認書類、*番号確認書類（マイナンバーカードや通知カードなど）、源泉徴収票（給与や年金の所得者）、売上・収入や経費をまとめた帳簿等（事業所得者）、その他収入を証明する書類（生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など）、国民年金や国民年金基金の支払証明書、生命保険や地震保険の支払証明書、医療費控除の明細書（医療費控除を受ける場合）、その他控除を証明する書類（配当等支払通知書、株式譲渡に係る年間取引報告書など）　　***郵送の場合、写しを添付**

申告相談

令和８年２月16日～３月16日の間、市役所本庁舎及び支所で申告相談窓口（所得税等の確定申告の受付を含む）を開設します。各会場の開設日、受付時間は別紙を御確認ください。

なお、所得税等の確定申告のうち、土地や建物などの譲渡所得、青色申告など内容によっては受付できない場合がありますので、御了承ください。

＊分離課税の申告書が必要な方

朝来市　住民税　様式　検索

【お問い合わせ】
朝来市役所　税務課
電話 079-672-6119

申告書の書き方

令和８年度分　**市民税・県民税申告書**（兼国民健康保険税申告書）

※住所の記載がない場合
記入してください

朝来市長宛	職業又は業種	
	屋号・名称	
	電話番号	
令和　年　月　日提出	世帯主名及び続柄	
フリガナ		
氏　名		
生年月日		
個人番号（マイナンバー）		

［A］所得金額

		支払者などの氏名・名称	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額	所得額（Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ）	
営業等			円	円	円	①	円
農業						②	
不動産						③	
利子						④	
配当	上場株式					⑤	
	その他					⑥	
給与				右欄には給与所得控除後、公的年金等控除後の額を記入してください。		⑦	
雑	公的年金等					⑧	
	業務					⑨	
	その他					⑩	
総合課税の譲渡		Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 特別控除額	所得額（Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ）		㋑＋｛(㋺＋㋩)×1/2｝
	短期				㋑	⑪	
	長期				㋺		
一時					㋩		
合計		①から⑪までの合計額				⑫	

【公的年金等雑所得速算表】

65歳未満の方（昭和36年１月２日以降に生まれた方）

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
130万円超　410万円以下	(A)×75%－ 27.5万円	(A)×75%－ 17.5万円	(A)×75%－ 7.5万円
410万円超　770万円以下	(A)×85%－ 68.5万円	(A)×85%－ 58.5万円	(A)×85%－ 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円
1,000万円超	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円

算出した「公的年金等所得額」を申告書 ⑧ 欄へ転記

65歳以上の方（昭和36年１月１日以前に生まれた方）

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
330万円超　410万円以下	(A)×75%－ 27.5万円	(A)×75%－ 17.5万円	(A)×75%－ 7.5万円
410万円超　770万円以下	(A)×85%－ 68.5万円	(A)×85%－ 58.5万円	(A)×85%－ 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円
1,000万円超	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円

算出した「公的年金等所得額」を申告書 ⑧ 欄へ転記

申告される方の情報

申告書表面右上に申告する方の情報を記入してください。
連絡先、氏名、フリガナ、生年月日、マイナンバーは必ず記入してください。
ボールペンで大きくはっきりと記入してください（消せるボールペンは使わない）。

［A］所得金額

令和７年中に生じた所得を記入する欄です。
所得額の計算方法は、Ⓐ収入金額－Ⓑ必要経費－Ⓒ専従者控除額または特別控除額となります。

営業等（①欄）	Ⓐ小売、卸売、製造、飲食、サービス業、自由業(医師、外交員、大工、左官、集金人等)、内職などの事業から生じる収入 Ⓑ収入を得るために直接支出した費用(必要経費の特例*あり)	＊記帳・帳簿資料の保存がない場合は、雑所得（業務）	申告書裏面収支内訳書に明細を記入
農業（②欄）	Ⓐ稲作、畑作、畜産などの事業から生じる収入 Ⓑ収入を得るために直接支出した費用	＊別添「農業所得収支内訳書の書き方」を参考に作成	
不動産（③欄）	Ⓐ貸地、貸家、貸ガレージなど不動産の貸付等により生じる収入 Ⓑ収入を得るために直接支出した費用		
利子（④欄）	Ⓐ公社債等や預貯金から生じる利子などの収入（原則、源泉分離課税のため申告不要）		
配当（⑤⑥欄）	Ⓐ会社から受ける利益の配当、出資に対する余剰金の分配などの収入 Ⓑ株式購入などの借入負債利子		
給与（⑦欄）	Ⓐ俸給、給料、賃金、賞与などによる収入（複数ある場合は合算）		所得額は速算表で算出
雑所得 公的年金等（⑧欄）	Ⓐ国民年金、厚生年金、共済年金など公的年金等に係る収入（複数ある場合は合算） ※遺族年金や障害年金等の非課税年金は含まない		
雑所得 業務（⑨欄）	Ⓐ原稿料、講演料、シルバー人材センターからの配分金、ネットオークションなどの個人取引、食料品の配達などの副収入による収入 Ⓑ収入を得るために直接支出した費用（必要経費の特例*あり）		
雑所得 その他（⑩欄）	Ⓐ個人年金、互助会年金などの他の所得区分に当てはまらない所得 Ⓑ個人年金に係る必要経費、既払込掛金など		
総合課税の譲渡（⑪欄）	Ⓐ自動車、機械、骨董、貴金属などの資産の譲渡により生じる所得（土地や建物の譲渡は分離課税） Ⓑ資産の取得費等　Ⓒ特別控除（Ⓐ－Ⓑの金額と50万円のいずれか少ない方） ※譲渡した資産の保有期間が５年以内の場合「短期」、５年を超える場合「長期」に区分		
一時所得（⑪欄）	Ⓐ生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、相続した未支給年金、懸賞当選金、競輪や競馬の払戻金など一時的な所得 Ⓑ既払込保険料、収入を得るために支出した金額　Ⓒ特別控除（Ⓐ－Ⓑの金額と50万円のいずれか少ない方）		

※それぞれ収入の分かる書類を添付してください

事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で原則6か月を超える期間、事業に従事した場合に受けられる控除(専従者控除)。控除額は、①配偶者86万円、その他の親族50万円、②事業所得金額÷(専従者の人数＋1)で①②のいずれか低い方の金額となり、これは事業専従者の給与収入となります。 専従者控除を受ける場合、所得金額(営業等、農業、不動産)の「Ⓒ専従者控除額」に控除額を記入するとともに、申告書裏面の「事業専従者に関する事項」に必要事項を記入すること。

必要経費の特例*…家内労働者等の必要経費の特例

事業所得、雑所得（業務）は、収入金額から必要経費を差し引いて計算しますが、家内労働者等の場合には必要経費として65万円まで認める特例があります。家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や外交員、集金人、検針人のほか特定の人に対し継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます（シルバー人材センターからの配分金も対象）。特例を適用する場合は、該当する所得欄の所得金額の前に㊥を記入してください。

【給与所得速算表】

（単位：円）

給与等の収入金額［A］	給与所得の金額	
～　650,999	0	
651,000 ～ 1,899,999	［A］－ 650,000	
1,900,000 ～ 3,599,999	［A］÷４＝［B］ 千円未満切捨て	［B］×2.8－　80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		［B］×3.2－ 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	［A］×0.9－1,100,000	
8,500,000 ～	［A］－1,950,000	
算出した「給与所得額」を申告書 ⑦ 欄へ転記		

［B］所得から差し引かれる金額（所得控除）

［A］で計算した所得から差し引かれる金額（控除額）を記入する欄です。

［B］所得から差し引かれる金額

	雑損控除	損害を受けた資産と原因	損害年月日	損害金額	補填される金額	差引損失額	⑬	
				円	円	円		
❶	医療費控除	□ セルフメディケーション税制を選択する場合、□にチェックを入れてください。	Ⓐ 支払った医療費等	円	Ⓑ 補填される金額	円	⑭	(Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ)
			Ⓒ 所得の5%と10万円のいずれか少ない金額（セルフメディケーション税制選択時は12,000円）			円		
❷	社会保険料控除	Ⓐ 国民健康保険料	Ⓑ 国民年金保険料	Ⓒ 介護保険料	Ⓓ 後期高齢者医療保険料	Ⓔ その他（　　）	⑮	(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ)
		円	円	円	円	円		
❸	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、個人型確定拠出年金掛金の合計額					⑯	
❹	生命保険料控除	一般分	支払額	新　円	旧　円	控除額 Ⓐ	⑰	(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ 限度額70,000)
		個人年金分	支払額	新　円	旧　円	控除額 Ⓑ		
		介護医療分	支払額	円		控除額 Ⓒ		
❺	地震保険料控除	地震保険料	支払額			控除額 Ⓐ	⑱	(Ⓐ+Ⓑ 限度額25,000)
		旧長期契約	支払額			控除額 Ⓑ		
❻	配偶者控除	氏名		所得額	円	状況	同居・別居	⑲ (Ⓐ+Ⓑ)
		個人番号		Ⓐ 控除額	万円	Ⓑ 障害者控除	級　万円	
	配偶者特別控除	生年月日		□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の場合、□にチェックを入れてください。				
❼	扶養控除 16歳未満の方も控除額を0として記入してください	氏名	個人番号	続柄	生年月日	状況	Ⓐ 控除額	Ⓑ 障害者控除 ⑳ Ⓐの合計額＋Ⓑの合計額
						同居・別居	万円	級　万円
						同居・別居	万円	級　万円
						同居・別居	万円	級　万円
						同居・別居	万円	級　万円
						同居・別居	万円	級　万円
❽	特定親族特別控除 ※所得額を記入してください	氏名	個人番号	続柄	生年月日	状況	Ⓐ 控除額	特親（所得額）
						同居・別居	万円	万円
						同居・別居	万円	万円
❾	本人控除 該当事項に☑及び記入をしてください。	㉑ □ 寡婦控除 死別　離婚 生死不明　未帰還	㉒ □ ひとり親控除	㉓ □ 障害者控除 身体・精神・療育・その他 （　　）級・判定	㉔ □ 勤労学生控除 学校名・学年 （　　）		㉑～㉔	(㉑+㉒+㉓+㉔)
	合計	⑬から㉔までの合計額＋基礎控除（　　）万円					㉕	

所得控除には次のようなものがあり、当てはまるものを計算し、申告書に記載してください。

控除の種類	控除金額	控除の内容等
❶医療費控除	P6参照	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和７年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に受けられる控除。別紙「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成し、明細書のＡ欄をⒶに、明細書のＢ欄をⒷに、明細書のＧ欄をⒸにそれぞれ転記。
		【添付書類】医療費控除の明細書
		※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合はP6参照
❷社会保険料控除	全額	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料を支払った場合に受けられる控除。Ⓐ 国民健康保険料、Ⓑ 国民年金保険料、Ⓒ 介護保険料、Ⓓ 後期高齢者医療保険料をそれぞれ記入するとともに、農業者年金保険料等や勤務先で給与から差し引かれた社会保険料を合計したものをⒺに記入し、Ⓐ～Ⓔの合計額を⑮欄に記入。
		【添付書類】国民年金保険料控除証明書、領収証書、社会保険料控除証明書など
❸小規模企業共済等掛金控除	全額	第１種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する企業（個人）型年金加入者掛金（企業型DC、iDeCoなど）を支払った場合、その合計額を⑯欄に記入。
		注）自己の契約に係るものに限る（生計を一にする親族の掛金を支払っても控除できない）
		【添付書類】支払証明書
❹生命保険料控除	P6参照	あなたや配偶者、その他の親族を保険金の受取人とする生命保険料、介護医療保険料を支払った場合に受けられる控除。また、年金の給付を目的とする個人年金保険契約に基づいて支払った保険料。
		【添付書類】支払証明書
❺地震保険料控除	P7参照	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が所有する居住用家屋、生活用動産を保険や共済の目的とし、かつ地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害額を補てんする保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震保険料を支払った場合に受けられる控除。　**※火災保険料は対象外**
		【添付書類】支払証明書

控除の種類		控除金額	控除の内容等
❻配偶者（特別）控除	配偶者控除	Ｐ7参照	あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族や青色・白色申告専従者を除く）の合計所得金額が58万円以下（給与収入：123万円以下）の場合に受けられる控除。
	配偶者特別控除		あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族や青色・白色申告専従者を除く）の合計所得金額が58万円超 133万円以下（給与収入：123万円超 201.6万円未満）の場合に受けられる控除。
	共通		控除にあたり、配偶者の氏名、マイナンバー、生年月日、所得額、同居・別居の区分のほか、下で求めるⒶ控除額、Ⓑ障害者控除額の合計額を⑲に記入してください
			Ⓐ 納税義務者（扶養する人）の合計所得、配偶者の合計所得や配偶者の年齢で控除額が変わるため、P7で控除額を確認してください。 なお、納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者（特別）控除の対象外となりますが、同一生計配偶者に該当するためチェックを入れてください。
			Ⓑ 配偶者が障害者の場合、障害の等級と障害者控除額（P7を確認）をⒷ障害者控除に記入してください。
			【添付書類】障害者手帳など障害の区分が分かるもの
❼扶養控除	扶養控除	Ｐ7参照	あなたと生計を一にする扶養親族（他の人の扶養親族の者を除く）の合計所得金額が58万円以下（給与収入：123万円以下）の場合に受けられる控除。
	共通		控除にあたり、氏名、マイナンバー等を記入するとともに、P7で年齢の区分を確認の上、Ⓐ控除額、下で求めたⒷ障害者控除額の合計額を⑳に記入してください。
			Ⓑ障害者の区分と控除額　扶養親族が障害者の場合、障害の等級と障害者控除額（P7を確認）をⒷ障害者控除に記入してください。
			【添付書類】障害者手帳など障害の区分が分かるもの
❽特定親族特別控除		Ｐ7参照	あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者や青色・白色申告専従者を除き、前年の合計所得金額が58万円超 123万円以下（給与収入：123万円超 188万円以下）であるものに限る。）を有する場合に受けられる控除。 控除にあたり、氏名、マイナンバー等のほか、特定親族の所得を（親特）所得額欄に記入し、所得に対応する控除額をP7で確認してⒶ控除額に記入の上、❼扶養控除で計算した控除額の合計と合算して⑳に記入してください。
❾本人控除	寡婦控除	26万円	令和７年末の現況（年の中途で死亡したときは、その死亡の日）で、下に記載の「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。 （1）夫と離婚した後、婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 （2）夫と死別した後、婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人（この場合、扶養親族の要件はありません） （注）「夫」とは、民法上の婚姻関係にある人をいいます。 ＊寡婦控除に☑を記入の上、該当する配偶者の区分に〇を記入すること
	ひとり親控除	30万円	令和７年末の現況（年の中途で死亡したときは、その死亡の日）で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の要件全てに当てはまる人。 （1）その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと （2）生計を一にする子がいること （子の総所得金額等が58万円以下（給与収入：123万円以下）で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る） （3）合計所得金額が500万円以下の人
	障害者控除	Ｐ7参照	令和７年末の現況（年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）において、心身に障害を有する場合に受けられる控除。 ＊障害者控除に☑を記入の上、該当する障害区分に〇をし、等級を記入すること
			【添付書類】障害者手帳など障害の区分が分かるもの
	勤労学生控除	26万円	あなたが勤労学生で令和７年中の合計所得金額が85万円以下（給与収入：150万円以下）で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に受けられる控除。
			【添付書類】学校等から交付される在学証明書（職業訓練校等を含む）

［所得がなかった方］

令和７年中に所得がなかった方は、申告書裏面の最下欄内で該当する項目の数字を選択し、必要に応じて状況を記入してください。

○令和　年中に所得のなかった方の記入する欄

1．下記の者に扶養又は援助を受けていた。
氏名　　続柄
住所
2．雇用保険(失業保険)を受給していた。
年　月　日～　　年　月　日
3．非課税年金を受給していた。
イ．老齢福祉年金　ロ．遺族年金　ハ．障害年金
ニ．恩給　ホ．その他(　　)
4．生活保護を受けていた。　年　月　日～　年　月　日
5．無職であった。　年　月　日～　年　月　日
6．学生であった。
7．その他(昨年の状況を具体的に記入してください。)

医療費控除の明細書

令和＿＿年分　医療費控除の明細書【内訳書】

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
円	㋐ 円	㋑ 円

（注）医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記1以外）の明細　「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	円	円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
2 の 合 計			㋒	㋓
医 療 費 の 合 計		A (㋐＋㋒) 円	B (㋑＋㋓) 円	

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額（A－B）	(マイナスのときは0円)	C
所得金額の合計額		D
D×0.05	(赤字のときは0円)	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C－F）	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

［B］所得から差し引かれる金額

		損害年月日	損害金額	補填される金額	差引損失額
雑損控除			円	円	円
医療費控除		Ⓐ支払った医療費等	円	Ⓑ補填される金額	円
		Ⓒ所得の5%と10万円のいずれか少ない金額(セルフメディケーション税制選択時は12,000円)			円

＊セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用する場合

健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行った者が、令和７年中に購入した特定一般用医薬品等を薬局などの支払先ごと・医薬品ごとにまとめた明細書を作成し、申告書に添付してください。明細書は市ホームページからダウンロードできます。

朝来市　医療費控除　検索

＊特例制度と医療費控除との併用はできません

明細書【内訳書】のＡ欄を申告書のⒶ欄に、Ｂ欄を申告書のⒷ欄に、Ｇ欄を申告書のⒸ欄にそれぞれ転記してください。

生命保険料控除早見表

【対象】　①生命保険契約等、②個人年金保険契約等、③介護医療保険契約等に係る保険料等を支払った場合

１　新契約（H24.1.1以降の契約）に係る控除

上記を①②③に区分し、それぞれを次の算式で計算した金額の合計額（７万円が限度）

支払った保険料等(A)	控除額
1.2万円以下	(A)
1.2万円超　3.2万円以下	(A)÷２＋0.6万円
3.2万円超　5.6万円以下	(A)÷４＋1.4万円
5.6万円超	2.8万円

２　旧契約（H23.12.31以前の契約）に係る控除

上記を①②に区分し、それぞれを次の算式で計算した金額の合計額（７万円が限度）

支払った保険料等(A)	控除額
1.5万円以下	(A)
1.5万円超　４万円以下	(A)÷２＋0.75万円
４万円超　７万円以下	(A)÷４＋1.75万円
７万円超	3.5万円

３　１、２双方で控除を受ける場合

上記①②の新・旧契約それぞれの控除額を合計し（限度額は①②いずれも2.8万円）、これに③介護医療保険料控除を加えた額（合計７万円が限度）

【参考】　生命保険料の区分による控除額と控除限度額（住民税）

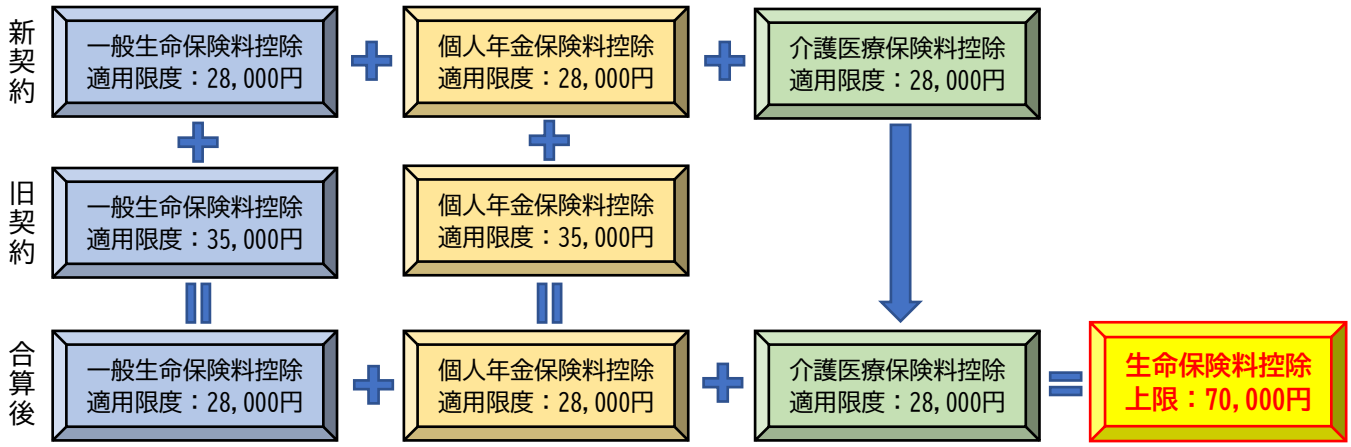

新契約と旧契約の両方の控除を受ける場合、適用限度額は28,000円

地震保険料控除早見表

【対象】

① 居住者が、損害保険契約等に付帯した契約で、居住用家屋または生活用動産の地震等による損害を補てんするための契約に係る保険料または掛金（以下「保険料等」）を支払った場合
② 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合

【控除額】

保険の種類	支払った保険料等(A)	控除額
① 地震等損害保険契約に係る保険料等	５万円以下	(A)÷２
	５万円超	2.5万円
② 長期損害保険契約に係る保険料等	0.5万円以下	(A)
	0.5万円超 1.5万円以下	(A)÷２＋2,500
	1.5万円超	１万円
③ ①と②の両方がある場合	①②それぞれ計算した金額の合計額（限度：2.5万円）	

注）１つの契約で①②いずれにも該当するときは、いずれか一方の控除を受けることとなります

配偶者控除・配偶者特別控除早見表

		区　分	合計所得金額	納税義務者 900万円以下	900～950万円以下	950～1000万円以下
配偶者	配偶者控除	控除対象配偶者（69歳未満）	58万円以下	33万円	22万円	11万円
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	58万円以下	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	58万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円
		95万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

特定親族特別控除早見表*

特定扶養親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	45万円
90万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

*19～22歳（H15.1.2～H19.1.1生）のみ対象

扶養控除の区分

年齢	区分 生年月日	控除額
16歳未満	年少扶養親族 H22.1.2以降生	0円
16～18歳	一般扶養親族 H19.1.2～H22.1.1生	33万円
19～22歳	特定扶養親族 H15.1.2～H19.1.1生	45万円
23～69歳	一般扶養親族 S31.1.2～H15.1.1生	33万円
70歳以上	老人扶養親族 S31.1.1以前生	38万円 (45万円)

（　）同居老人扶養親族等

障害者控除の区分

障害の区分	控除額
一般の障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

障害の程度が精神１級、身体１・２級、療育手帳又はみどりの手帳のＡの区分、愛の手帳・愛護手帳１・２度の方など

税の申告チェックシート（確定申告・住民税申告）

（注）このフローチャートは一般的なケースを示したものであり、詳細は税務署または市役所税務課に問い合わせください

Ｑ１

令和７年中の主な収入は？

年金収入 →Ａへ　　収入はなかった →Ｑ２へ
給与収入 →Ｂへ
その他の収入（営業･農業･不動産等）→Ｃへ

Ｑ２

家族の税制上の扶養である
（源泉徴収票等で扶養親族になっている）

はい ⇒①[*3]　　いいえ ⇒②

A

Ａ１ 公的年金の収入が400万円を超える

はい ⇒③　　いいえ

Ａ２ 公的年金以外の所得が20万円を超える

はい ⇒③　　いいえ

Ａ３ 年金は遺族年金・障害年金のみである

はい ⇒②　　いいえ

Ａ４ 源泉徴収票に記載の控除以外に控除項目を追加する[*1]

は　い　　いいえ ⇒①[*2]

Ａ５ 源泉徴収票の源泉徴収税額が０円である

はい ⇒②　　いいえ ⇒③

B

Ｂ１ 次のいずれかに該当する

・勤務先で年末調整をしていない
・２か所以上で給与がある
・給与収入が2,000万円以上

はい ⇒③　　いいえ

Ｂ２ 給与以外の所得が20万円を超える

はい ⇒③　　いいえ

Ｂ３ 源泉徴収票に記載の控除以外に控除項目を追加する[*1]

は　い　　いいえ ⇒①[*2]

Ｂ４ 源泉徴収票の源泉徴収税額が０円である

はい ⇒②　　いいえ ⇒③

C

所得金額（収入ー経費）が所得税の所得控除の合計額より大きい

はい ⇒③　　いいえ ⇒②

チェック結果

① 申告は不要です

② 住民税申告が必要です

③ 所得税の確定申告が必要です

【注意事項】

*1　扶養親族等申告書や年末調整の申告漏れ、左記申告等にない項目（医療費控除、寄附金控除など）で控除を受ける場合「はい」を選択してください。

*2　A2またはB2で20万円以下の所得がある場合 ⇒② 住民税申告が必要です

*3　非課税証明書などの公的な証明が必要な場合 ⇒② 住民税申告が必要です